

大口町告示第18号

大口町木造住宅耐震段階的改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱（平成25年大口町告示第87号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「別表1」を「別表第1」に改める。

第7条中「別表2」を「別表第2」に改める。

第8条第1項第6号中「別表1」を「別表第1」に改め、同条第2項中「様式第2」の次に「。以下「補助金交付決定通知書」という。」を加える。

第10条の見出し中「着手」を「契約」に改め、同条中「の着手」を「に係る契約」に改める。

第14条第1項第2号中「請求書又は」を削り、同条第2項中「3月20日」を「2月末日」に改める。

別表1中「第3条関係」を「第6条関係」に改め、同表を別表第1とする。

別表2耐震改修工事に対する助成額の項中

「次に掲げる額の合計額

ア 一段目耐震改修工事にあつては、耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び改修設計費を合算した額とし、60万円又は耐震補強工事費の100%のうち少ない額を限度とする。

イ 二段目耐震改修工事にあつては

(1) 耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び改修設計費を合算した額とし、40万円又は一段目耐震補強工事費と二段目耐震補強工事費の合計の80%の額から一段目の補助金を差し引いた額のうち少ない額を限度とする。

(2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額」を

「次に掲げる額の合計額

ア 一段目耐震改修工事にあつては、

(1) 耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び耐震補強設計費を合算した額とし、60万円又は耐震補強工事費の100%のうち少ない額を限度とする。

(2) 耐震補強設計が精密診断法による場合は、設計費の3分の2の額とし、20万円を限度とする。

イ 二段目耐震改修工事にあつては、

(1) 耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び耐震補強設計費を合算した額とし、40万円又は一段目耐震補強工事費と二段目耐震補強工事費の合計の80%の額から一段目の補助金を差し引いた額のうち少ない額を限度とする。

(2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額」に改め、同表を別表第2とする。

様式第1を次のように改める。

様式第1（第8条関係）

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

住所

申請者

氏名

電話

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

建築物の概要

- 1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 工事の名称 \_\_\_\_\_
- 3 地名地番 \_\_\_\_\_
- 4 建設時期 明治・大正・昭和 年 月
- 5 面積 1階 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 2階 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 計 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 6 工事の予定期間 着手 \_\_\_\_\_ 年 月 日 完了 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 7 補強計画

(1) 補強前の耐震評点 X方向 \_\_\_\_\_ Y方向 \_\_\_\_\_

実施事業名等（該当するものを○で囲む。）

ア 大口町民間木造住宅耐震診断事業（ \_\_\_\_\_ 年度実施）

イ（一財）愛知県建築住宅センターが行う木造住宅耐震診断（ \_\_\_\_\_ 年度実施）

診断者 氏名 \_\_\_\_\_

資格 愛知県木造住宅耐震診断員 第 \_\_\_\_\_ 号

( ) 建築士 ( ) 登録 第 \_\_\_\_\_ 号

(2) 耐震改修後の評点 X方向 \_\_\_\_\_ Y方向 \_\_\_\_\_

耐震補強設計方法 一般診断法 ・ 精密診断法

改修設計者 氏名 \_\_\_\_\_

資格 愛知県木造住宅耐震診断員 第 \_\_\_\_\_ 号

( ) 建築士 ( ) 登録 第 \_\_\_\_\_ 号

(3) 補助対象工事費 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第 3 を次のように改める。

様式第3（第9条関係）

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金変更承認申請書

年 月 日

大口町長 様

住所

申請者

氏名

電話

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知を受け  
ました大口町木造住宅段階的耐震改修費補助について、下記のとおり変更したいの  
で、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 工事の名称 \_\_\_\_\_
- 2 地名地番 \_\_\_\_\_
- 3 変更後の補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 工事の期間 着手 \_\_\_\_\_ 年 月 日 完了 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 5 変更の内容
  
- 6 変更の理由

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(補助の対象工事)</p> <p>第6条 補助の対象は、第3条第5号ア及びイに規定する工事に限る。ただし、<u>別表第1</u>に定める耐震補強工事は必ず行わなければならない。</p>	<p>(補助の対象工事)</p> <p>第6条 補助の対象は、第3条第5号ア及びイに規定する工事に限る。ただし、<u>別表1</u>に定める耐震補強工事は必ず行わなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>(補助金の額)</p>	<p>2 略</p> <p>(補助金の額)</p>
<p>第7条 1戸当たり(長屋建て、共同建ての場合は1棟当たり)の補助金の額は、<u>別表第2</u>のとおりとする。ただし、補助金の額は1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>第7条 1戸当たり(長屋建て、共同建ての場合は1棟当たり)の補助金の額は、<u>別表2</u>のとおりとする。ただし、補助金の額は1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。</p>
<p>(交付の申請及び決定)</p>	<p>(交付の申請及び決定)</p>
<p>第8条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 耐震補強工事見積書(補強工事等を<u>別表第1</u>に掲げる区分ごと及びその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。)</p> <p>(7) 略</p>	<p>第8条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 耐震補強工事見積書(補強工事等を<u>別表1</u>に掲げる区分ごと及びその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。)</p> <p>(7) 略</p>
<p>2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2。以下「<u>補助金交付決定通知書</u>」<u>という。</u>)により、申請者に通知するものとする。</p>	<p>2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2)により、申請者に通知するものとする。</p>
<p>(工事の契約)</p>	<p>(工事の着手)</p>
<p>第10条 補助対象工事に係る<u>契約</u>は、補助金交付決定通知書を受け取った後に行わなければならない。</p>	<p>第10条 補助対象工事の<u>着手</u>は、補助金交付決定通知書を受け取った後に行わなければならない。</p>
<p>(完了実績報告等)</p>	<p>(完了実績報告等)</p>
<p>第14条 略</p> <p>(1) 略</p>	<p>第14条 略</p> <p>(1) 略</p>

新		旧	
<p>(2) 工事費領収書の写し（施工業者の発行したものに限り。）</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 前項の報告書は、当該工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の<u>2月末日</u>までのいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、町長が認める場合については、当該年度の3月31日までとすることができる。</p>		<p>(2) 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限り。）</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 前項の報告書は、当該工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の<u>3月20日</u>までのいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、町長が認める場合については、当該年度の3月31日までとすることができる。</p>	
別表第1（第6条関係）		別表1（第3条関係）	
略		略	
別表第2（第7条関係）		別表2（第7条関係）	
補助対象経費	大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱第6条に規定する工事に要する経費	補助対象経費	大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱第6条に規定する工事に要する経費
耐震改修工事に対する助成額	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 一段目耐震改修工事にあっては、</p> <p>(1) <u>耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び耐震補強設計費を合算した額とし、60万円又は耐震補強工事費の100%のうち少ない額を限度とする。</u></p> <p>(2) <u>耐震補強設計が精密診断法による場合は、設計費の3分の2の額とし、20万円を限度とする。</u></p> <p>イ 二段目耐震改修工事にあっては、</p> <p>(1) <u>耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び耐震補強設計費を合算した額とし、40万円又は一段目耐震補強工事費と二段目耐震補強工事費の合計の80%の額から一段目の補助金を差し引いた額のうち少ない</u></p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 一段目耐震改修工事にあっては、<u>耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び改修設計費を合算した額とし、60万円又は耐震補強工事費の100%のうち少ない額を限度とする。</u></p> <p>イ 二段目耐震改修工事にあっては</p> <p>(1) <u>耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び改修設計費を合算した額とし、40万円又は一段目耐震補強工事費と二段目耐震補強工事費の合計の80%の額から一段目の補助金を差し引いた額のうち少ない額を</u></p>	

新		旧	
	額を限度とする。 <u>(2) 租税特別措置法第4 1条の19の2に規定 する所得税額の特別控 除の額</u>		限度とする。 <u>(2) 租税特別措置法第4 1条の19の2に規定 する所得税額の特別控 除の額</u>
略	略	略	略
様式第1（第8条関係） 【別記】 様式第3（第9条関係） 【別記】		様式第1（第8条関係） 【別記】 様式第3（第9条関係） 【別記】	

(新)

様式第1 (第8条関係)

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

住所

申請者

氏名

電話

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

建築物の概要

- 1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 工事の名称 \_\_\_\_\_
- 3 地名地番 \_\_\_\_\_
- 4 建設時期 明治・大正・昭和 年 月
- 5 面積 1階 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 2階 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 計 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 6 工事の予定期間 着手 \_\_\_\_\_ 年 月 日 完了 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 7 補強計画

(1) 補強前の耐震評点 X方向 \_\_\_\_\_ Y方向 \_\_\_\_\_

実施事業名等 (該当するものを○で囲む。)

ア 大口町民間木造住宅耐震診断事業 ( \_\_\_\_\_ 年度実施)

イ (一財)愛知県建築住宅センターが行う木造住宅耐震診断 ( \_\_\_\_\_ 年度実施)

診断者 氏名 \_\_\_\_\_

資格 愛知県木造住宅耐震診断員 第 \_\_\_\_\_ 号

( ) 建築士 ( ) 登録 第 \_\_\_\_\_ 号

(2) 耐震改修後の評点 X方向 \_\_\_\_\_ Y方向 \_\_\_\_\_

耐震補強設計方法 一般診断法 ・ 精密診断法

改修設計者 氏名 \_\_\_\_\_

資格 愛知県木造住宅耐震診断員 第 \_\_\_\_\_ 号

( ) 建築士 ( ) 登録 第 \_\_\_\_\_ 号

(3) 補助対象工事費 金 \_\_\_\_\_ 円

(旧)

様式第1 (第8条関係)

(表)

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

住所

申請者

氏名

電話

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

建築物の概要

- 1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 工事の名称 \_\_\_\_\_
- 3 地名地番 \_\_\_\_\_
- 4 建設時期 明治・大正・昭和 年 月
- 5 面積 1階 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 2階 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 計 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 6 工事の予定期間 着手 \_\_\_\_\_ 年 月 日 完了 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 7 補強計画

(1) 補強前の耐震評点 X方向 \_\_\_\_\_ Y方向 \_\_\_\_\_

実施事業名等 (該当するものを○で囲む。)

ア 大口町民間木造住宅耐震診断事業 ( \_\_\_\_\_ 年度実施)

イ (一財)愛知県建築住宅センターが行う木造住宅耐震診断 ( \_\_\_\_\_ 年度実施)

診断者 氏名 \_\_\_\_\_

資格 愛知県木造住宅耐震診断員 第 \_\_\_\_\_ 号

( ) 建築士 ( ) 登録 第 \_\_\_\_\_ 号

(2) 耐震改修後の評点 X方向 \_\_\_\_\_ Y方向 \_\_\_\_\_

改修設計者 氏名 \_\_\_\_\_

資格 愛知県木造住宅耐震診断員 第 \_\_\_\_\_ 号

( ) 建築士 ( ) 登録 第 \_\_\_\_\_ 号

(3) 補助対象工事費 金 \_\_\_\_\_ 円

(裏)

8 添付書類

(新)

様式第3 (第9条関係)

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金変更承認申請書

年 月 日

大口町長 様

住所

申請者

氏名

電話

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知を受け  
ました大口町木造住宅段階的耐震改修費補助について、下記のとおり変更したいの  
で、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 工事の名称 \_\_\_\_\_
- 2 地名地番 \_\_\_\_\_
- 3 変更後の補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 工事の期間 着手 \_\_\_\_\_ 年 月 日 完了 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 5 変更の内容
  
- 6 変更の理由

(旧)

様式第3 (第9条関係)

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金変更承認申請書

年 月 日

大口町長 様

住所

申請者

氏名

電話

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知を受け  
ました大口町木造住宅段階的耐震改修費補助について、下記のとおり変更したいの  
で、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 工事の名称 \_\_\_\_\_
- 2 地名地番 \_\_\_\_\_
- 3 変更後の補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 工事の期間 着手 \_\_\_\_\_ 年 月 日 完了 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 5 変更の内容
  
- 6 変更の理由

## 7 添付書類